

平成 20 年 第 2 回定例会 （第 3 日 6 月 9 日）

〔質問〕 沖本

おはようございます。議長からのお許しをいただきましたので、議席 22 番、市政クラブ、沖本浩二、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、地上デジタル放送の対応についてお伺いしてまいります。

ここにおられる皆様は既にご承知のことだと思いますが、テレビ放送は、平成 23 年 7 月 24 日をもってアナログ放送が終了され、地上デジタル放送に移行されます。地上デジタル放送については、議会の中でもテレビ神奈川のデジタルデータ放送を活用した市政情報の提供について、その費用対効果が論じられております。また、さきの定例会では、地上デジタル放送に関する諸問題、諸課題について対応するよう国へ意見書も提出しております。そういった議論や行動は議会として当然のことではありますが、それ以前に、地上デジタル放送に移行されることに伴い、市民はどのような影響を受けるのかを考え、本市における直近あるいは完全移行となる時期を見据えながら、どのような施策が必要なのか議論すべきものではないかと、私は考えます。

まず、基本的な事項である地上デジタル放送に移行される背景、その利点、計画、そろえなければならない機材など、きめ細かな市民への情報提供や周知についてであります。私なりに地上デジタル放送にかかわる広報さまの記事を調べてみましたので、紹介させていただきます。

平成 18 年 5 月 15 日発行の 760 号では、「北地区文化センター・いきいき学級〜集う喜び学ぶ楽しさ」と題し、その学習内容の一つとして、地上デジタル放送が盛り込まれています。また、平成 18 年 6 月 1 日発行の 761 号では、「電波利用保護旬間」と題した記事の中に地上デジタル放送の相談連絡先が掲載されています。そして、平成 18 年 8 月 1 日発行の 765 号では、「2011 年 7 月 24 日地上アナログテレビ放送終了」と題し、「現行の地上アナログテレビ放送は地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、2011 年 7 月 24 日までに終了します」と明示し、地上デジタルテレビ放送に関する問い合わせ先として、総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センターの紹介や、地上デジタル放送推進協会の URL が掲載されています。さらには、平成 19 年 1 月 1 日発行の 775 号では、地上デジタル放送の仕組みと準備を内容とした消費生活講座を 1 月 19 日に開催することを報じ、参加者を募集しています。このほか、テレビ神奈川で市政情報を提供していることを平成 19 年 7 月 15 日発行の 788 号に掲載したり、同様にホームページでも掲載したりしています。

しかし、どうでしょう。さきに述べたような背景、利点、計画、必要機材など、市民に対してきめ細かな情報提供、周知が図られていると言えるでしょうか。既に他の自治体では、その背景、利点、計画、必要機材、さらには地上デジタル放送のハード面にかかわる詐欺被害を受けないよう注意を促す内容をホームページ上で公表しているところもあります。本市としても、広報さまあるいは小冊子でも構いません。市民に対して、とりわけ高齢者の方々に対して主に紙面上、そしてホームページでわかりやすい情報提供、周知を図

ることが重要ではないかと思いますが、当局としての率直なお考えをお伺いいたします。

また、昨年1月に、地上デジタル放送の仕組みと準備を目的として開催された消費生活講座の内容と、参加者数や反響について参考までにお伺いします。

平成20年度予算には、地上デジタル放送に対応すべく全市営住宅の調査と計画が盛り込まれております。この事業に対しては一定の評価をするものですが、それに加えて、庁舎を含めた公共施設への対応も必要ではないかと私は考えます。例えば、防災情報における利点や教育環境の充実を考えた場合、小・中学校への対応、整備が必要ではないかと思うわけですが、当局の考えをお伺いいたします。

次に、財政運営における課題についてお伺いします。

地方自治体を取り巻く課題として、大都市と地方との間に生まれた格差が挙げられます。その背景の一つには、法人2税（法人事業税、法人住民税）の偏在があります。つまり、景気回復で税収がふえるこの税に頼られるのは企業が集中している大都市部だけであり、企業が少ない地域ではこれを望めないこと。加えて、この格差の溝を地方交付税制度が埋めてきたわけでありましたが、三位一体改革の名目によって総額5兆円が削減され、財政力の弱い地域を支える財源保障機能が弱体化したことにあります。

昨年6月には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、以下財政健全化法と言わせていただきますが、成立いたしましたこの法律は、現行の財政再建団体制度の50年ぶりの見直しであり、その制度がいわゆる夕張市問題に十分に機能しなかったことを踏まえ、その問題点を改善したものであります。財政健全化法においては、各会計を連結して、次に挙げる指標の作成が求められています。①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4種類で、昨年12月7日に、早期健全化基準が総務省より各自治体あてに示されています。②は一般会計＋特別会計＋公営企業会計、または、普通会計＋公営事業会計。③は②＋事務組合や広域連合、④は②＋③＋公社や第三セクターの赤字や債務を見ることとなります。各指標は、執行部より監査委員の監査を経て議会に報告されることとなり、一部事務組合や公社、第三セクターの財政運営、経営状況を把握する必要があります。今後は、一部事務組合議会や広域連合議会の議員の役割もさらに重要になると考えられます。

一方、財政指標に関しては一部懸念されるところも報じられております。指標は、それぞれの一定の考え方のもとに策定されたものとはいえ、連結実質赤字比率は、会計原則の異なるもの、質の異なるものが合算されており、赤字の意味するところが不明確である。また、同指標に算入されることになっている公営企業の資金不足比率にはさまざまな控除が盛り込まれることになっており、事業間のバランスを含む妥当性及び団体間の比較可能性が危惧される。将来負担比率においては、具体的な算定方式はまだ確定されないとも伝えられており、実態としての将来負担を示すものか否かなど懸念されています。まず、これら懸念される内容について、当局の率直なお考えをお伺いします。

次に、ことし3月19日、そして5月8日、9日に総務省で開催された財政健全化法説明

会において配布された資料には、標準的な財政指標の算定等スケジュールのイメージ案が提出されています。イメージ案とはいえ、期限が決まっていることであり、そのスケジュールに沿った形で進めなければならないと考えます。本市における進捗状況について問題はないか、確認の意味でお伺いいたします。

あわせて、財務書類の整備についてお伺いします。昨年10月17日、総務省は新地方公会計制度実務研究会報告書を公表しました。基本的な考え方は昨年5月に公表したものと変わらず、より詳細な規定となっているようです。財務書類の整備スケジュールについては、平成18年8月の地方行革新指針で要請された連結財務書類4表の公表は、同指針の通知から約3年後の平成21年秋（町村等一部団体については5年後の平成23年秋）をめどとしています。財政健全化法に基づく健全化判断比率が平成19年度決算に基づき平成20年秋に公表されます。平成19年度決算の連結財務書類4表を（あるいは連結貸借対照表のみでも）開示するなど、早期に財務書類を整備の上、公表されることが期待されています。総務省としては、取り組みが進んでいる団体にはさらなる改善を求めつつ、都道府県、人口3万人以上の都市とともに、3年をめどに4表の整備ないしは4表作成に必要な情報の提示・開示を求めることになっています。また、取り組みが進んでいない団体には、まず総務省方式での財務諸表作成に踏み出すことを求めつつ、町村、人口3万人未満の都市とともに、3年ほど準備期間として4表の整備ないし4表作成に必要な情報の提示・開示を求めることになっています。

本市において、この新しい財務諸表作成の方式はどうするのか。また、進捗状況についてどうなっているのかお伺いいたします。また、その内容、目的、効果、比較可能性を考えた場合の利点について、当局としてどのように判断されているのかお伺いいたします。

次に、平成20年度地方税制改正において、今回ふるさと納税と地方法人特別譲与税の制限ができたわけですが、それでは、この制度によりどの程度本市の財政運営に影響が出てくるのでしょうか。見通すには時期尚早かもしれませんが、少しでも減収を防ぐ、増収を図るという観点から、どう見通されているのか伺っておきます。

最後に、市道13号線の整備についてお伺いいたします。

市道13号線の整備に関しては、過去多くの方々が質問されています。今定例会においても、P社にかかわる渋滞緩和の観点から、前任者2名の方から質問がなされております。市長並びに理事者の方からは計画性を示した答弁をいただいております。このことに関しては、ぜひ今後P社やM社を巻き込んだ市民重視の施策推進をお願い申し上げます。

さて、私の方からは、その市道13号整備に加えて、桜並木と歩道整備についてお伺いしたいと思います。5月16日に南シナ海で発生した台風4号の影響による暴風雨で、20日午前、さがみ野桜並木で倒木事故がありました。この倒木についての対応は、先日前任者の質問に対し市長の方から答弁にもありましたが、明後日11日19時より東原コミュニティセンターで地元の代表者の方々との協議が行われるようです。これにはぜひ私も参加したいとは思っておりますが、この倒木事故のおそれは市道13号線沿いの桜並木すべてに当ては

まるものであります。市道 13 号線を走る車両、桜並木の歩道を歩く人々が、いつ何どき倒木の被害に遭うかもしれません。また、桜並木の歩道は、雨が降れば水たまりというよりも、歩道を遮る池になるところもあります。私のところへも、こうした現状に対して何とかならないのかと、市民の方から改善要望が寄せられている歩道であります。

平成 17 年の第 4 回定例会の一般質問の中では、桜並木の歩道に関して、「歩行者と自転車との接触事故が多発している。歩行者の安全確保のためにも歩道を改善すべきだ」との前任者の質問に対して、「桜の木の老朽化、老木化、これに伴い今後歩道計画を策定する必要がある」と、当時の理事者が答弁をされています。13 号線沿いのさがみ野桜並木の対応、そして歩道の整備に関して、安心・安全の観点から、現在の当局の考えあるいは計画をお伺いし、1 回目の質問を終わります。(拍手)

〔答弁〕星野市長

おはようございます。

沖本議員のご質問でございますけれども、地上デジタル放送の関係でございますが、沖本議員の方からも、私どもの方のこのデジタル放送の平成 23 年 7 月 24 日をもってアナログからデジタルへという形で、ご質問でも述べられていただいたように、一定の対応を進めてきた経過はそのとおりでございます。沖本議員としては、それで十分なのかと。いわゆるデジタル放送の利点とか、それから必要とする資機材といえますか、そういうものに対するもう少し市民への周知、備えというものをさらに PR を進めるべきではないかと、こういうご指摘でもございました。同時にまた、他市等においては今現在、このデジタル化へ向けて訪問販売、いわゆる悪質などいいますか、そういうふうな予防的な要素の PR もしていると、こういうお話もございました。

私どもの方としても、その訪問販売等の関係については、相当これから真剣に市民に PR をしていくことが必要だろうとこう思っております。例えばホームページやさまざまな方法によって被害に遭わない、十分に周知をしていきたいとこう思います。さらにまた、利点とか機材等の関係は、一定の周知はしてきているわけでございますが、それで十分かと言えば、まだ不十分かも知れません。引き続き市民への周知は図る努力をしてまいりたいとこう思っております。具体的な細かい内容については、担当の方からご答弁を申し上げたいと存じます。

さらに、財政運営の課題の関係で、財政健全化法に基づく財政指標の関係で何点かお尋ねいただいたわけでございますが、基本的な部分だけお答えを申し上げたいと思いますが、これは 19 年 6 月に財政健全化法が公布されたわけございまして、19 年度決算から各自自治体において財政の健全化度をはかる上で四つの健全化判断比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、そういう関係で比率を作成をして監査委員の審査を受けて議会に報告すると。そしてまた市民に公表していくと、こういう手順になっております。

沖本議員もお話のように、連結実質赤字比率算定に当たっては、一般会計と特別会計と公営企業会計とは、それぞれ会計の原則、質が異なっているわけでございまして、総務省は省令の中で、一般会計、特別会計の実質収入と公営企業会計の資金譲与額の総計から、一般会計、特別会計の実質支出と公営企業会計の資金不足額の総計を差し引いたときのマイナス額を連結実質赤字額として、それを標準財政規模で割ったものを連結実質赤字比率とこういうふうにされているわけでございます。

このように、健全化の判断比率算定に当たって用いられている控除項目について、総務省の省令により定められているわけでございますが、なぜその控除項目を採用しているかについては、本市としても残念ながら把握はできかねております。ご質問のこれらの健全化判断比率が、自治体間または会計間を比較する上で、妥当な指標かとの内容につきましては、これらのことから判断がつきにくい面がありますが、財政の健全化度をはかる上での指標として、一定の有効性はあるのではなかろうかと考えております。しかしながら、冒頭お話ししましたように、会計間の質、原則が相違しているわけでございますから、非常に難しさも存在しているのではないかと、こう私としては考えております。

本市の健全化判断比率作成の進捗状況でございますけれども、平成19年度決算の取りまとめを行っているところでありまして、これとあわせて作成を行わせていただいております。なお、正式の指標値は出ておりませんが、現段階においては推測の範囲でございますが、国が示す財政の健全団体としての指標値内には、結果としては入るのではなかろうかと。いわゆる問題のない数値は出てくるのではなかろうかと、こう推計をいたしております。

現在、新公会計制度に示す貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書、以上の連結財務諸表4表の整備については、財務会計システムの更新に合わせて平成22年度決算から新財務会計システムでの作成を行うための準備を、今現在進めさせていただいております。

しかし、平成18年8月31日に示されました地方行政改革の新指針の中では、ご質問の中にもお話がございましたけれども、人口3万人以上の都市にあっては、3年後の平成21年度までに連結財務諸表4表の公表をするというふうになされております。新財務会計システムによる財務諸表の公表時期は、平成22年度決算からとなるわけでございまして、平成23年度以降となってしまうことから、その間の平成21年度、平成22年度の2カ年度に限っては、総務省が示す決算統計データを利用した方法によって作成をし公表をすることになると、こう考えております。

現在の会計制度は現金主義と言われておりまして、単年度会計予算に対して、どのような現金が入り、どのように使われたかを把握する上では重要な指標と言えますけれども、資産内容、経営成績等が示されていないことから、将来への負担が見えず、財政状況を的確に把握するのが困難であることから、これらの問題点を解決するとともに市民への説明責任の面から、現行の現金主義による会計処理の補完として新公会計制度が導入されたも

のというふうを考えております。

本市も 21 年度から、新公会計制度に基づく財務指標を作成しながら、市民へ公表していくわけですが、このことにより一層市民へ説明責任を果たして、的確な財政状況の把握に努めてまいり、こういうことになると思っております。ただし、非常に専門的な形でございますから、私どもとして説明責任を果たしていく上で、市民の方々に十分理解をいただけるかどうかというそういうふうな心配も存在していることも事実であります。定められた原則の中での作成でございますから、余りわかりやすい形でいきますと、その原則論から逸脱する形もございますから、その辺は工夫は凝らせるのかどうか、市民に理解をいただくような柔らかい形で知らしめることができるのかどうか、その辺も一つはやっぱり難しい今後の課題ではなかろうかというふうに思っております。

それから、ふるさと給付制度、いわゆるふるさと納税制度の関係でございますけれども、沖本議員としても本市の影響額、現状の中では推定することが非常に難しいかもわからないけれどもというふうな中でご質問をいただいたわけですが、そのとおりでございます。今後の中では、先日も質疑の中でそれぞれの議員さんからいただいたわけですが、それぞれの自治体が行き始めているわけございまして、今後さらに私どもとしても、そういう他の自治体のよきところは研究をさせていただきながら PR をさせていただき考えに立っております。

さらにまた、地方法人特別譲与税の関係でございますけれども、地域間の財政力格差の縮小を目的に、この地方法人特別譲与税が、現行の都道府県税である法人事業税の偏在措置として、法人事業税の税率を引き下げ、引き下げた相当額を地方法人の特別税として国税措置をして、平成 20 年度 10 月 1 日以降開始する事業年度から適用されて、その全額を地方法人特別譲与税として地方へ人口の 2 分の 1、従業員数 2 分の 1 の譲与基準で、21 年度から譲与がされるというふうに承知をいたしております。この点につきましても、残念ながら、私どもの本市に対する影響額というものは、現状の中では把握することが難しいと、こういう状況下でございます。

あと、市道 13 号線の関係等の桜の状況と歩道整備、この関係は改めて担当の方から考え方を示しをさせていただきたいと存じております。

以上でございます。

〔答弁〕 鈴木企画財政部長

それでは、私の方からは地上デジタル放送に対しましての消費生活講座の関係でご答弁申し上げたいと思いますが、この講座につきましては、平成 19 年 1 月 19 日に商工観光課の方で地上デジタル放送の仕組みと準備と題しまして、社団法人地上デジタル放送推進協議会を講師にお呼びしまして開催をさせていただいたところでございます。募集につきましては、40 名に対しまして 49 名の参加がございました。また、通常、消費生活講座の参加者は 20 名程度であることからしますと、高い関心があったのではないかとこのように伺っ

ております。

また、地上デジタル化についても、平成 13 年度の電波法の改正によりまして、23 年 7 月 24 日をもってアナログ放送からデジタルテレビ放送に移行がされるわけでございますけれども、こういった中で公共施設の整備についてという関係でのお尋ねがございました。例えば庁舎の関係で申しますと、現在 1 階の戸籍住民課の待合室に 1 台と市民サロンに 1 台、設置がされております。これらのテレビはすべてアナログテレビでございます。地上デジタル放送による市政情報等を放送することはできませんけれども、戸籍住民課のテレビにつきましては、本年、20 年 9 月末でリース期間が満了となります。そのため今年度予算の措置をさせていただいているところでございます。また、10 月から地上デジタル放送による市政情報を放送できるよう対応を図らせていただくものでございます。

なお、公共施設の対応という関係につきましては、庁舎を含め公共施設における現状把握を行っているところでございます。また、デジタル放送の移行に伴う費用、対応などを含めて調査、検討中でございますので、ご理解いただければと思っております。

いずれにしましても、この関係につきましては平成 23 年 7 月 24 日をもってアナログ放送が終了するというところでございますので、デジタル放送化への PR、さらには周知等につきましても、地上デジタル放送の整備についても適切に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

〔答弁〕 和田都市部長

私の方へは、市道 13 号線の関係で桜の件と歩道の件と 2 点ほどご質問をいただきました。

まず、桜の木の関係でございますけれども、先月、私どもの管理しております桜 1 本、これが倒れまして、車 3 台に損傷を与え、街路灯 1 基を倒し、アコーディオン門扉 1 基も壊しております。たくさんの方にご迷惑をかけてしまいました。幸いなことにけが人が出なかったことは非常に幸運だったと思っております。ただ、いつまでも幸運が続くわけではない、安全第一でございます。切らざるを得ない桜の木がまだ何本も存在していることも事実でございます。そのような関係を受けまして、私どもとしては、危険な桜は切りたい。ただ、市の方として独善的に切るわけにもいかないということで、議員からもお話しございましたあさって 6 月 11 日、地元の方々とお会いする場を設定させていただいております。この中でしっかりと説明をさせていただきまして、桜の伐採、倒木等につきましてもしっかりとご理解を求めていきたいと考えております。

次に、歩道の整備の関係でご質問いただいております。まず、14 号線と交差する部分、この 14 号線の前後につきましては、交差点の改良、そして桜の更新計画、それと合わせて歩道整備を行う必要があると考えております。改めて地元の皆さんとお話し合いを再開させていただきたいと考えております。また、14 号線全体の歩道の整備計画ということになりますと、現在、13 号線の東西の道路からつながります市道の交差点、こちらの歩道を一本化する工事、これを実施しております。また、路面の状況により補修も実施させていた

だいております。さらに、今後につきましても良好な歩道の整備に努めてまいり所存でございます。

〔答弁〕 中村教育部次長

教育委員会に、学校のテレビに対する地上デジタル放送への対応につきましてのご質問をいただきました。

学校のテレビにつきましては、当初は放送室と各教室を結ぶ親子方式で整備をしておったわけでございますが、設備が若干古くなったということに伴いまして、主に特別室に大型テレビを設置することで対応しております。現在、地上デジタル放送へ切りかえた場合に、既存のテレビや配線を引き続き使用することが可能かどうか、またケーブルテレビとの関係をどうするかなどにつきまして、現在調査を進めているところでございます。切りかえまでの期間や費用を含めて慎重に検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔質問〕 沖本

ご答弁ありがとうございます。何点かについて再質問をさせていただきたいと思っております。

地上デジタル放送の情報提供ということに関して申し上げますならば、ぜひ今後、本市としての取り組みを期待するものであります。参考までに申し上げますと、ホームページで言えば、京丹後市、東大和市、千歳市などではこういったホームページ上で周知などを図っております。ぜひ研究していただいて、本市においても市民へのさらなる情報提供、周知というものをお願いしたいと思っております。

それから、先ほど訪問販売の詐欺であるとかそういった話も出たのですけれども、市民からも 19 年の 7 月 26 日に開かれた協働まちづくり条例にかかわる市民説明会、こういった出席者の中からも、地上デジタル放送に移行されるが、その対応についての各家庭への説明がされていないので悪徳業者の言いなりになってしまうなど、こういった市民の方からも積極的というか関心を持ってお話しされているということで、この点に関してもぜひ対応の方をよろしくお願いしたいと思っております。

それから、先ほどの消費生活講座の内容、参加者、反響についてお伺いしたわけですが、それに対しての答弁をいただいたのですが、非常に参加者が多かったということではよかったのかとは思いますが、懸念されるところとすれば、その年齢層であるとか、そういったところもどうだったのかなという気はしております。また、あるいはその講座の中で参加された方の反響であるとか、そういったところがどうだったのかなと。その中で課題であるとか、そういったものが出ているのであれば、市としても対応をしていかなければいけないだろうというふうに思っておりますので、その辺ちょっと、詳しいところがわかっていればもう一度ご説明いただきたいなというふうに思います。

それから、あらゆる角度からの地上デジタル放送の利点であるとか、そういう拡大性を



考えてということで、地上デジタル推進全国会議が、これは公表していますけれども、地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画。これには先ほど述べた背景であるとか、いろいろな詐欺の問題であるとか訴えられているわけですが、それからあとは、デジタル放送推進のための行動計画、ちょうど今月の2日に前期フォローアップという資料が公表されているのですけれども、こういった資料を読みますと、地方自治体へは周知内容を含め防災・教育面での利便性も検討しながら推進することを促しています。既にそういったことを積極的に取り組んでいる自治体もございます。

本市としても独自性を持ちながら対応することを望むわけですが、重ねて申し上げますと、小・中学校施設においては災害発生時の避難所となるわけですから、地上デジタル放送のそういった利点の特徴がどう生かせるのか。もちろん検討は今後されるのでしょうか、あるいは教育の観点からは、文部科学省が提唱しております良質な番組を活用したわかる授業の実現であるとか、サーバー型放送を利用した良質な教育用のコンテンツの充実と容易な授業の利用、地域から情報発信の充実、地域放送局との連携、こういったことについて実際にやはり現場の先生方にも意見を求めるなどの検討もすべきではないかというふうに私は考えるわけです。文部科学省の意向を押しつけることは、さらさら私気持ちはないのですけれども、そういった本市としての考え方を改めてお伺いします。

次に、財政運営に関する課題ということで質問させていただきましたが、非常に難しいものだと私も考えております。私も今回質問に取り上げるときにいろいろちょっと勉強させていただきましたけれども、本当に頭の痛いような中身だなというふうには実際に感じております。指標に関しては、その数値を単純な団体間の序列づけに走ることがないように指標が意味するところを冷静にくみ取ることが重要なのだなあというふうに考えておりますし、新たな財政指標が公表されたことで、各団体の財政状況が住民の関心を呼んで監視を強めることになれば、それは財政健全化法の目的に適したものというふうに考えます。しかし、財政状況を正しく理解する上では、指標の数値の高低のみに目を奪われるのではなくて、背後にある地域の事情や財政状況を知ることがもちろん重要だと私も考えております。今後も、私もしっかり勉強させていただきますので、当局の取り組みにも期待させていただきます。

それから、市民への公表といった面では、どういったことで市の独自性をあらわしながらできるのかなというふうに考えるわけですが、例えばわかりやすいもので言えば、漫画にあらわしてみるとか、そういったことも難しいところをそういうふうに簡単に説明するというのは、非常にそれはまた難しい話なのですけれども、そういったところも、これは要望ですけれども、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それから、ふるさと納税、地方法人特別譲与税に関してのご答弁に対しては、前任者の方よりいろいろ議論されているところがございますけれども、ちょっとふるさと納税に関しては後で述べますけれども、桜並木の改善であるとか、あるいは維持管理であるとか、そういったところにでも当てはまるようなものかなというふうには思っておりますので、

ちょっとこれは後でまた述べさせていただきたいと思います。

市道 13 号線の整備でありますけれども、私も東原に移り住んで 20 年を迎えます。私も私の子供もさがみ野の桜並木の下を通勤あるいは通園・通学をしてきました。20 年間この桜とともに成長してきたわけですから、その桜を本当に伐採するとなると、私としても非常に心苦しい限りではありますが、平成 17 年に桜の木の調査を行ったと思います。当時の報告では、やはりほとんどの木に空洞が見受けられ危険な状況であるといった、そういったお話を伺ったことがあります。実際、今現時点でその桜の木の状況というのが調査されているのかどうかちょっとわかりませんが、今後やるのかということもあると思うのですが、そこを少しもう一度聞いておきたいと思います。現在の状況です。もしわからないというか、これからやるのであれば、その計画のところも聞いておきたいと思います。

それから、先ほど来言っているように、人の命を守るという観点で言えば、やはり早急な対応が必要であるというふうには考えます。とりわけ市道 13 号線沿いの桜並木は東原小学校に通う児童のことを、安心・安全を第一に考えるならば、早急な手を打たなければいけないなど。また、先ほどお話があったように、市民の代表者の方々と知恵を出し合って対策を考えなければいけない、今ぎりぎりのところに来ていると思います。ぜひ、そういった観点で議論されるよう望んでおきたいと思います。

それから、歩道の整備に関してなのですけれども、市道 14 号線のところをさっきおっしゃっていたのですが、僕が言いたいのは市道 13 号線沿い、東原小学校を含めてそちらの歩道のことを言っております。ご存じだと思うのですが、雨が降れば本当に池になってしまうような箇所も何カ所かありますし、僕は、総合的に市道 13 号線の整備を取り計らうならば、桜並木も当然であり、そしてそこにある市道も含めた形でぜひ考えていただきたいというふうに思うのです。特に花見のシーズンとなれば、さまざまな方がいらっしゃってお花見を楽しんでいらっしゃると、こういったこともありますし、僕が思うのは、そういった桜並木を、車いすの方でも安心して楽しめるような道であるべきだというふうに思うわけです。ぜひ計画性を持った施策を推進していただくよう改めてお願いするものがあります。

それから、先ほどちょっと触れましたふるさと納税の観点で言えば、これは私のあくまでも個人的な案ですけれども、これはもちろん相模が丘の桜の保全も含めてですが、財源を、前の質問でも少し触れました、本当にふるさと納税に関してこれを目玉にしてもいいのかなという気もしているのです。座間市がふるさとである例えば有名な女優さんであるとか、タレントさん何人かいらっしゃると思うのですが、こういった方々にお願いして、座間市の桜を守ろうと PR してもらおう。あるいは、市内にはさまざまな著名な芸術家の方々がいらっしゃるとお聞きしております。そういった方々にもご協力いただいて、座間市の桜を守ろうと、そういったことをぜひ PR していただいてもいいのではないかとこのように思っております。いずれにいたしましても、市民と行政が知恵を出し合って、みんなが一丸となって整備されることを望むものです。この案に関して当局の方から何かお考えが

あるならば、あわせてご答弁をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

〔答弁〕 星野市長

沖本議員の再質問でございますけれども、デジタル放送の関係でございますけれども、先ほども基本的なご答弁を申し上げたわけでございますが、いずれにしても、悪徳業者の関係等は市民の方々にしっかりと、被害に遭わないようなそういうことは対応をしていかなければいけない重要な課題だと思っておりますし、それからまた、防災とか教育面等のお話もございましたが、私どもの方も一つは広域無線の通信システム、MCAの関係でございますが、この地域防災無線、アナログからMCA無線デジタル化へ変更をさせていただいておるところでもございます。

それから今後の中でも、先ほど教育委員会の方も一定の答弁を申し上げているわけでございますが、いずれにしても、さらに先進自治体等の関係も十分勉強しなければいけませんし、デジタル化で有効に活用できるという課題があるとすれば十分把握をして、研究をして対応できることはしていくことが必要かなとこう考えております。

それから、財政運営の関係でございますけれども、これはわかりやすく、難しいだろうけれども例えばのお話で漫画の表現とかこういうお話がございました。これは、先ほどもお話ししましたけれども、本質的に一般会計と企業会計、会計システムが全然違うわけですよ。損益計算書を求める一般会計についても、いわゆる減価償却の対象になっていませんし、一方の企業会計というものは損益計算書からいわゆる減価償却とか全くの企業会計になっているわけですから、私としては非常にこの国が考えている連結の関係、もう初めから疑問を持っている一人なのです。どういうところにやっぱり整合を求めていくのかということを考えますと、非常に難しいのですよね。果たして、こういう会計の質の相違をしているものの会計を、いわゆる連結して本当に正しい財政状況が把握できるのかどうかということ自体も、非常に疑義は持っている一人なのですけれども、今後その取り組みはしていかなければいけないということで、もう少しやっぱり内容把握などもしていくことが必要だと思っております。いずれにしましても、内容把握などをして本市としても対応をしていかなければいけないという立場でもございますから、もう少し担当としても勉強していくことが必要ではなかろうかと思っております。

〔答弁〕 鈴木企画財政部長

再質問の方で消費講座の関係でお尋ねをいただきまして、その中で年齢層というご質問をいただきました。今回のこの講座につきましては、60～70歳の方が半数以上を占めていたというふうに伺っております。それと、参加者につきましては、この講座がいい勉強になったというような報告もいただいております。また、講座に当たりまして事前の問い合わせがかなり多かったというふうに担当の方からお伺いはしております。

それと、ふるさと納税の関係でございますけれども、この関係につきましては、ふるさと座間づくりという中で郷土愛へのはぐくみ、あるいは地域資源の発掘、健やかで心豊かな生活、また地球に優しい街へ、安全・安心な生活へという部分を基礎として考えております。そういった中で地域資源の発掘とそういった部分に照らし合わせて対応していくべきものかなと、そういうふうに理解をしておりますので、今後引き続きこういった細部の部分については研究・検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔答弁〕 和田都市部長

私の方へは2点ほど再質問をいただいております。

まず、桜の状況ということでございます。東原の桜並木、こちらは畑灌用水路完成記念として平成20年代後半から30年代初頭にかけて植えられたものでございます。ソメイヨシノでございまして、「昭和だよ」と呼ぶ者あり）すみません。昭和の20年代後半から昭和30年代で、50～60年もたっております、全体的にはもうほとんどが寿命を迎えている状態ということで、平成15年度に樹木診断を実施しております。その結果としましても、ほとんどがもうかなり状態としては悪い。これを受けまして、市の方の職員としても通常的にパトロールを実施しております。今回、先月の事故を受けまして再度詳細な調査を実施しております。こういうものをもとに、あさっての会合の中でも地元の皆さんの理解を求めていきたいと思っております。

それから、歩道の関係、先ほど私申しましたのは市道14号線ということではなくて、市道13号線と市道14号線が交差するその交差点の市道13号線の前後ということでご説明させていただいたつもりです。言葉がちょっと足りなかったようでございます。

それと、そのもっと北側で雨が降ると池になってしまう、こういうところがあるというご指摘もいただいております。この辺よく現地の方を見させていただいて、必要な処置を講じてまいりたいと思っております。

〔答弁〕 中村教育部次長

教育委員会に再度デジタル放送の関係でご質問をいただきました。現在はさまざまな教育機器がございますので、学校とよく調整を図りながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。